

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-189169

(P2008-189169A)

(43) 公開日 平成20年8月21日(2008.8.21)

(51) Int.Cl.

**B63B 35/79 (2006.01)**

F1

B63B 35/79

テーマコード (参考)

C

審査請求 未請求 請求項の数 4 OL (全4頁)

(21) 出願番号 特願2007-26293 (P2007-26293)  
 (22) 出願日 平成19年2月6日(2007.2.6)

(71) 出願人 307001407  
 有限会社office花  
 長野県北安曇郡松川村228  
 (72) 発明者 立花 寿恵夫  
 長野県北安曇郡松川村228有限会社 o  
 ffice花 内

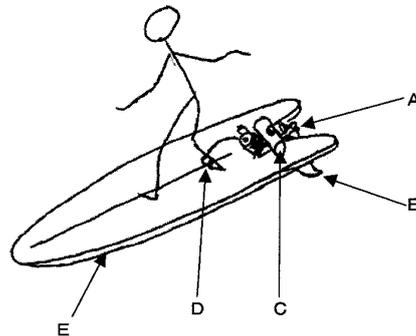
(54) 【発明の名称】 オートボード

(57) 【要約】

【課題】従来のサ - フボ - ドが脱着可能な小型携帯エンジンの取付により、身近な湖面や河川で多くの年齢層の方に安全に水上滑走でき、又付け替え用燃料タンクにより環境にも優しい単独滑走が出来れば水難事故撲滅にも貢献できる。

【解決手段】軽量ボ - ドにコンパクトエンジンをセットすること、ボ - ド上に付いたアクセルで動力調整を図り、取り外し可能な燃料タンクにより運搬時の軽量化も図り汚染のない遊具構成をする。

【選択図】 図2



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

軽量プラスチックよりなる概平面状のサーフボードの後部に推進機関装置の取付部を有し該位置に排気量 50cc 以下の動力エンジンと推進スクリューと燃料タンクとより構成される船用推進機関装置を取り付けたことを特徴とするサーフボード。

## 【請求項 2】

請求項 1 の推進機関装置は、ワンタッチで脱着することのできることを特徴とするサーフボード。

## 【請求項 3】

請求項 1 および請求項 2 の燃料タンクは、動力エンジン部に載置され、該エンジン部から脱着自在にしたことを特徴とするサーフボード。

10

## 【請求項 4】

請求項 1、2 および 3 のサーフボードにおいて、エンジンの動力調整のための調整桿をボード上に設置し、該調整桿を利用者の立位においては足にて若しくは座位又は臥位においては手にて操作するようにしたことを特徴とするサーフボード。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、水上で遊具するサーフボードに関するものであり、従来のサーフボードに小型エンジンを付け波が無くても、50cm 以上の水位があれば湖面、河川でも気軽に乗用出来るものである。

20

## 【背景技術】

## 【0002】

従来のサーフボードは海上での波頭の動きに乗り滑走していた、天候、波頭の高さ、波の速度にボードの動きは大きく変わってくる当然海でのこと、又特殊な動力を付けた物があるが水辺なら何処でも誰でも、という訳にはいかない。(例えば特許文献 1 参照)

【特許文献 1】特開 2002 - 193185 号公報

## 【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0003】

サーフボードでの滑走は先に述べたように、海において波頭を利用しての遊具ですので誰もが身近に出来る水上遊具では無い、本発明は波を必要とせず、水位さえあれば天候にもさほど左右されず河川、湖面で使用可能とすることを課題とする。

30

## 【課題を解決するための手段】

## 【0004】

この課題を解決するための請求項 1 の発明は、現状のサーフボードに小型エンジンを取り付け、水面上の波が無くても滑走出来る。

## 【0005】

請求項 2 の発明は、上記サーフボードに取り付けたエンジンをワンタッチで取り付け取り外しが出来る為波乗り及び水上での動力滑走が場所の状況に応じて選択ができる。

40

## 【0006】

又、請求項 3 の発明は、燃料タンクをボトル型カートリッジにすることで持ち運びの軽量化、燃料購入の安全面、滑走場所の環境保護を図ることができる。

## 【0007】

請求項 4 はボードに小型エンジンを付けている為、動力調整をしなければならないがボード上で、舵等バランスを体重移動で行い、エンジンの動力調整を足の指等で行うことによりバランス、及び舵と三つの役割を果たすことが可能になる。

## 【発明を実施するための最良の形態】

## 【0008】

図 1 はオートボードを横から見た図、動力のプロペラ A は B のフィンより長くてもいいな

50

く取り外した状態は普通のサーフボードとして使用。

Cの燃料タンクも脱着可能なためボード自体の持ち運びも用意出来る。

【0009】

図2はオートボードを上から見たもので小型エンジンから出ているアクセルワイヤーのD位置付けが確認出来る。

【0010】

オートボードは従来のサーフボード及び小型エンジンと脱着可能な燃料タンクを付けたもので従来の此処の機能を融合したことにより、あらゆる分野に応用出来るもの。

【産業上の利用可能性】

【0011】

本発明によるボードは、工業技術的に量産することが出来、海面、湖面又河川と使用場所も今までのボードより広く、水位さえあれば四季を問わず使用出来、用具自体が人に安全なため、ボード底面、エンジン、プロペラ等の改良が加われば競技性も高く又ボード自体のリモコン操作が出来れば水難事故等の救助に役立つ可能性を持つ。

これらのことから産業上の利用可能性を大きく有するものである。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】オートボードの斜面から見た図面エンジンの位置的なものが分かる。

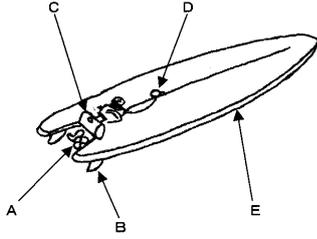
【図2】オートボードを乗用斜面から見たもの、小型エンジン、動力アクセルの位置が明確な図面。

【符号の説明】

【0013】

- A 動力プロペラ
- B ボード用フィン
- C 燃料タンク
- D アクセル
- E ボード本体

【 図 1 】



【 図 2 】

